平成２５年（フ）第７４９号
さいたま市見沼区大字南中野685番地47、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷880番地112　サンライズビル302
債務者　米田　創造
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６０号
埼玉県和光市下新倉２丁目９番20―308号、旧住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15―303号
債務者　陰山　正子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７６号
さいたま市桜区栄和１丁目22番13号　サニーハイツ103号
債務者　松村　哲朗
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
埼玉県草加市花栗４丁目20番35―901号
債務者　安田　秀樹
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
愛知県岩倉市旭町２丁目47番地　メゾンショーホー202号
債務者　堀川　義則
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４２号
三重県松阪市駅部田町288番地47
債務者　中下　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４４号
三重県松阪市大口町260番地７
債務者　ヒナモア美容室こと　中村　初子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１０３６号
札幌市豊平区福住３条８丁目10番10号
債務者　和田　孝明
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４１号
北海道江別市大麻南樹町５番地　道営住宅Ｂ１号棟106
債務者　近藤　秀人
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５６号
札幌市西区宮の沢１条２丁目４番１―205号
債務者　原田　　啓
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５７号
札幌市西区宮の沢１条２丁目４番１―205号
債務者　原田　弘子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６６号
札幌市豊平区平岸１条２丁目５番25号　角田マンション203号
債務者　鎌塚　聖美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２８号
札幌市中央区南６条西11丁目1284番地11　ルミエール札幌102号
債務者　藤木　琢也
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４０号
札幌市豊平区平岸１条７丁目３番10―106号
債務者　水本留里子（旧姓喜多）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
群馬県高崎市浜尻町620番地１
債務者　清水　伸彦
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２２１号
相模原市南区旭町14番23号
債務者　中村　笑子（旧姓寺倉）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３４号
相模原市緑区二本松４丁目16番１―301号
債務者　大家弘由樹
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部